

練馬区立区民農園 利用のてびき

追記事項



1 個人用農具ロッカーについて

区画と同じ番号の個人用農具ロッカーをご利用ください。このロッカーは、各自で南京錠を取り付けるなどして管理してください。

- ※旭町区民農園の1番~38番、西大泉区民農園のロッカーは、一台を2人で使用していただくため、**農具の入れ方が悪いと隣の方のロッカーが開かなくなることがあるので注意してください**。
- ※谷原西区民農園、旭町区民農園の39番~44番ロッカーは、1人用で他の農園とサイズが異なっています。あらかじめご了承ください。

また、農園内には共用農具庫もあり、ここにある区が用意した農具を使用することもできます。 区が用意した農具を個人用農具ロッカーに入れないでください。

2 休憩施設(クラブハウス)について

休憩施設(クラブハウス)とは、農園利用者が使用できる施設です。休憩コーナーや更衣室等があります。利用する場合は、以下の点をお守りください。

- (1) 利用者同士で譲りあって使用すること。
 - ※特定の利用者やグル―プで、概ね1時間以上占有しないでください。
- (2) 利用時間は、日の出から午後5時までです。
- (3) 休憩施設内は、禁煙です。
- (4) 利用後は、清掃してごみは持ち帰ること。また、ガスの元栓・空調の電源・戸締り・消灯等 を確認し、必ず施錠すること。
- (5) 私物(飲食物を含む)を置かないこと。
- (6) 区が用意した備品等を農園外に持ち出さないこと。
- (7) 大声で騒ぐなど、他の利用者や近隣住民に迷惑をかけないこと。
 - ※防犯上の理由により、休憩施設(クラブハウス)を閉鎖することがあります。

